

# 4月から国民健康保険制度が変わります

現在の国民健康保険（国保）制度は市町ごとに運営されていますが、4月からは安定的な運営が可能となるよう、県も市町とともに国保運営を担うことになりました。制度改革の背景や必要性、仕組みについてお知らせします。

## 制度改革の背景

国保制度は、昭和34年に「国民健康保険法」が施行されて以降、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入する「国民皆保険」を支えてきました。しかし、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクが高い小さな市町があり、その結果国保財政が赤字となる市町が多い」といった構造的な課題を抱えています。

この10年間で70歳以上の高齢者数、国民医療費は約1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる平成37年には、国民医療費の総額は約61兆8千億円にもなる見込みです。

## 国保制度の見直しによる効果

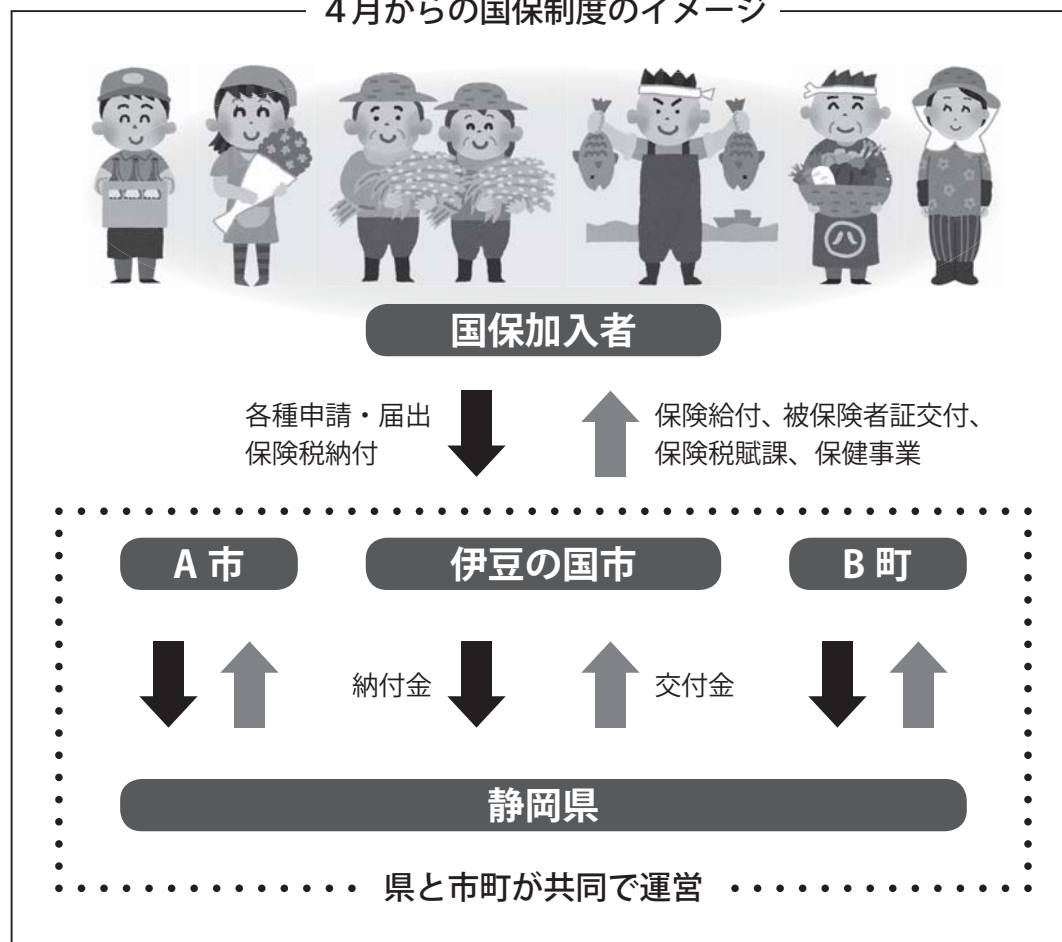
これまで市町ごとに運営していた国保制度を、平成30年度から県と市町が共同で運営することになります。規模が大きくなることで、国保制度を安定的に運営できるというメリットがあります。

また、県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化を推進します。

## これまでと何が変わるの？

- Q① 手続きの窓口は変わりますか？
- A① 各種申請・届出、保険税の賦課・徴収などに関わる窓口は、これまでどおり市役所で行います。
- Q② 制度改革に伴って手続きが必要ですか？被保険者証（保険証）は変わりますか？
- A② 加入者が手続きをする必要はありません。次回の保険証更新時（10月1日以降有効の保険証を9月に送付予定）に「県名」が記載されます。

## 4月から国保制度のイメージ



市役所国保年金課  
055(948)2905

窓口はこれまでと変わりません。

平成30年度国民年金保険料

4月からの保険料 **16,340円** /月

三島年金事務所 ☎ 055-973-1166  
市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

保険料の納付は口座振替で！  
まとめて前払いするとお得な割引も！

毎月の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。納付は、納付書（現金）、口座振替、クレジットカードなどを利用する方法があります。納付方法によって次のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

平成30年度国民年金保険料 納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

納付方法	1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常（割引なし）						
①納付書での現金納付	16,340円	—	98,040円	—	196,080円	—
②翌月末の口座振替						
毎月振替（早割） （当月末振替）	16,290円	50円	97,740円	300円	195,480円	600円
6カ月前納 （現金／クレジットカード）	—	—	97,240円	800円	194,480円	1,600円
6カ月前納（口座振替）	—	—	96,930円	1,110円	193,860円	2,220円
1年前納 （現金／クレジットカード）	—	—	—	—	192,600円	3,480円
1年前納（口座振替）	—	—	—	—	191,970円	4,110円

- 口座振替を希望する場合は、納付書または基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口に応じてください。
  - 平成30年度の口座振替、クレジットカード払いの2年前納、1年前納、6カ月前納（4～9月分）の申し込みは2月末に終了しています。
- ※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。 URL <http://www.nenkin.go.jp/>

## ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金に加入している学生の人で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



- 対象／大学、短大、専門学校、各種学校などに在学している20歳以上の学生
- 所得の目安／学生本人の平成29年中の所得が118万円以下であること
- 免除期間／平成30年4月～平成31年3月
- 持ち物／年金手帳、認め印、学生証のコピー（両面）、または在学証明書（原本）
- 申請時期／4月から平成32年5月まで受付が可能

- 申請先／国保年金課（伊豆長岡庁舎）  
※各支所では受付していません。
- ※平成29年度に学生納付特例制度により納付猶予されている人で、平成30年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されています。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送すると（添付書類不要）、平成30年度の学生納付特例の申請ができます。